

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程

旭川医科大学点検評価規程（平成16年旭医大達第21号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左表（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第2条（略） （組織） 第3条 点検評価室は、 <u>旭川医科大学大学運営会議規程(平成16年旭医大達第4号)第3条に定める者</u> をもって組織する。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	第1条～第2条（略） （組織） 第3条 点検評価室は、 <u>次に掲げる室員</u> をもって組織する。 (1) <u>学長が指名する副学長</u> (2) <u>学長が指名する学長補佐</u> (3) <u>基礎医学の教授 1人</u> (4) <u>臨床医学の教授 1人</u> (5) <u>看護学科の教授 1人</u> (6) <u>一般教育の教授 1人</u> (7) <u>事務局長</u> (8) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u> (9) <u>事務局次長（病院担当）</u> (10) <u>その他学長が必要と認めた者 若干人</u> 2 <u>前項第3号から第6号まで及び第10号に掲げる者は、学長が委嘱</u>

(削除)

(削除)

(室長)

第4条 点検評価室に室長を置き、副学長 (評価担当) をもって充てる。

第5条～第10条 (略)

(略)

附 則

この規程は、令和3年11月17日から施行する。

【改正理由】

点検評価室の組織を見直し、もって点検・評価の円滑な実施を図るため、所要の改正を行うものである。

する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号まで及び第10号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(室長)

第5条 点検評価室に室長を置き、第3条第1項第1号の副学長をもつて充てる。

第6条～第11条 (略)

(略)